平成２３年（フ）第９３４８号
神奈川県川崎市高津区新作２丁目10―１―406
破産者　宮川　典明
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３５１号
東京都足立区谷在家２丁目11―11―203
破産者　岩崎　雄治
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３５２号
埼玉県三郷市さつき平２丁目５番２―118号
破産者　株式会社ワイルドフォーティ
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３５３号
埼玉県越谷市南町１丁目19―19
破産者　加谷　秀春
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３６４号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘３丁目４番26号
破産者　有限会社イチカワ建装
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３６６号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘３丁目４―26
破産者　市川　圭一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４２３号
神奈川県平塚市錦町13番２号
破産者　有限会社イマジオン
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４２４号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋２丁目６―31　ルミエールＤ―101
破産者　吉田　　勤
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００４５号
東京都立川市栄町５丁目13―10
破産者　北口　直樹
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５９１号
埼玉県草加市手代町707―７
破産者　長谷川健一
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６０３号
東京都練馬区旭丘１丁目20―３―205、開始決定時の住所東京都練馬区小竹町２丁目52―２―207
破産者　時松　耕平
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６０５号
東京都北区中里１丁目３―２
破産者　佐藤　良則
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６３１号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西３丁目63―８―Ｂ―513
破産者　江夏　正樹
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７０７号
東京都葛飾区青戸８―１―５―411、住民票上の住所東京都葛飾区東立石１丁目22―４
破産者　比留間俊雅
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８６８号
東京都練馬区大泉学園町５丁目27―２
破産者　藤本　　祐
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９２９号
東京都練馬区旭丘２丁目26―４―105
破産者　高井　吉春
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０３４号
東京都新宿区西落合４丁目11―４　第一葛ケ谷マンション２Ｄ号
破産者　清木　博志
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０５３号
東京都足立区鹿浜６丁目23―５―102　プレミール鹿浜Ⅱ、開始決定時の住所東京都足立区谷在家２丁目21―17―703
破産者　内藤　勝彦
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０６５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1261―４
破産者　宮城　　豊
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０６６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1261―４
破産者　宮城　洋子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０８７号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町525―１　東の街４―1107
破産者　山岡　秀行
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０９５号
東京都豊島区南長崎１丁目22―11　長谷川Ｂ棟―101
破産者　出浦真由美
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部